

令和3年度第1回 島牧村地域公共交通活性化協議会

日 時：8月12日（木） 13：30～
場 所：島牧村役場2階大会議室

1. 開 会
2. 委嘱状交付
3. 村長挨拶
4. 島牧村地域公共交通活性化協議会の目的と役割について
5. 島牧村地域公共交通活性化協議会設置要綱について
6. 副会長および監査の指名について
7. 議 事
 - (1) 島牧村地域公共交通活性化協議会財務規程の制定について
 - (2) " 事務局規程の制定について
 - (3) " 令和3年度予算について
 - (4) 島牧村地域公共交通計画案策定支援業務委託について
8. その他
9. 閉 会

4 島牧村地域公共交通活性化協議会の目的と役割について

【概況】

島牧村は、北海道の南西部、後志総合振興局管内の南端に位置し、寿都町・黒松内町・せたな町に接し、北西部は日本海に面している。面積は437.18km²で、そのうち山林が387.33km²、原野が22.69km²、その他18.86km²となり、この3つで全体の98%に達する。山岳丘陵地形で平地が極めて少なく、宅地は0.61km²となっており、集落は約5.1kmに及ぶ長い海岸線に沿って帯状に並び、沿岸地域を除けば河川沿いのわずかな平地に民家が点在している。また、人口は令和3年6月末時点で1,384人（住民基本台帳）となっており、昭和30年の5,558人をピークに減少傾向が続いており、65歳以上の人口割合は40.6%（平成27年国勢調査）で、国の平均26.6%、北海道の平均29.1%と比較しても高齢化が著しく進行している。

村の公共交通機関は、唯一の地域間バス路線であるニセコバスが平日及び土曜日に、島牧村から寿都町間を1日3往復運行されている。日曜・祝日は、平成29年12月から運休となったため、村が貸切バスによる代替バスを運行し、生活圏の一つである寿都町への移動を支援している。

その他の交通資源、交通手段は、タクシーが1事業者（島牧ハイヤー）、村によるスクールバス、保育園バス、患者輸送バスの運行に加え、自家用有償旅客運送（交通空白）による移送サービス事業を実施している。

【問題点】

近年の急速な高齢化により交通手段が限られた住民が増加する一方で、村内を唯一運行する幹線であるニセコバスの利用者数は減少傾向にあることに加え、運行経費の増加や運転手不足等から、バス路線の維持に向けた取組の検討に加え、新たな交通サービス等の検討を行い、住民の生活交通の維持を図る必要がある。

また、村が負担する公共交通及び移動支援に係る年間経費は、年間約4,700万円（バス交通確保補助金1,000万円、村代替バス700万円、村運行バス2,900万円）と大きな財政負担となっていることから、住民の生活交通の維持に向けた公共交通体系の構築と財政負担の軽減が急務となっている。

【目的と役割】

村の人口減少と高齢化が著しく進行しているという状況及び、長い海岸線に沿って集落が帯状に並んでいるという地域の特性から、まちづくりの根幹となる公共交通体系の役割は大きく、また、第5次島牧村総合計画においても、まちづくりの主要施策として、「公共交通機関の確保」が位置づけられており、上位計画や関連計画との整合を図りつつ、利便性が高く持続可能であり、島牧村独自の公共交通体系の構築を目的として、島牧村地域公共交通計画を策定する。

なお、計画の策定にあたっては、利便性が高く持続可能であり島牧村独自の公共交通体系の構築を目的としていることから、住民のニーズや利用実態について調査することが必要となっている。

5 島牧村地域公共交通活性化協議会設置要綱について

○制定の目的

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、地域公共交通計画の策定及び実施に関する協議を行うとともに、道路運送法に基づき、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な協議を行うため、地域公共交通活性化協議会を設置する。

資料 1 島牧村地域公共交通活性化協議会設置要綱

6 副会長および監査の指名について

○指名の理由

協議会設置要綱第 5 条第 2 項により、会長は島牧村副村長とし同条第 3 項により副会長は、委員の中から会長が指名する。

副会長 _____

協議会設置要綱第 11 条第 1 項により、協議会に監査委員 2 名を置く。同条第 2 項により監査委員は、委員の中から会長が指名する。

監査委員 _____

監査委員 _____

7 議 事

(1) 島牧村地域公共交通活性化協議会財務規程の制定について

○制定の目的

地域公共交通活性化協議会の財務に関し、必要な事項を定めるもの。

資料 2 島牧村地域公共交通活性化協議会財務規程（案）

(2) 島牧村地域公共交通活性化協議会事務局規程の制定について

○制定の目的

地域公共交通活性化協議会の事務局に関し、必要な事項を定めるもの。

資料 3 島牧村地域公共交通活性化協議会事務局規程（案）

(3) 島牧村地域公共交通活性化協議会令和3年度予算について

○予算概要

協議会において、地域公共交通計画案策定に係る業務を実施するため、歳入予算には、国の補助および村の負担分を、歳出予算には、計画策定業務委託料を計上。

歳入(千円)

款	項	目	金額	説明
1 負担金	1 負担金	1 負担金	2,381	村負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金	1,376	国庫補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	0	
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入	1	
合計			3,758	

歳出(千円)

款	項	目	金額	説明
1 運営費	1 会議費	1 会議費	0	
	2 事務費	1 事務費	0	
2 事業費	1 事業費	1 事業費	3,757	委託料
3 予備費	1 予備費	1 予備費	1	
合計			3,758	

(4) 島牧村地域公共交通計画案策定支援業務委託について

資料4 島牧村地域公共交通計画策定について